

② 自分で「養育費請求調停」や「強制執行」申立てを行う場合の補助

◆ 補助対象の費用 <上限 50,000円>

- ・ 申立てに係る **収入印紙代**
- ・ 申立て時に裁判所に求められる **予納切手代**
- ・ 申立てに必要な戸籍謄本などの **公的書類発行手数料**

※ 裁判所までの交通費、公的書類を郵送請求するための切手代などは対象外です。



◆ 申請の時期

裁判所で申立てした翌日から6ヵ月以内



◆ 申請の流れ

市に事前相談
(奈良市役所子ども給付課)

申立ての準備

- ・ 収入印紙や切手の購入
- ・ 戸籍謄本などの取得

レシートなどは必ず保管してください！！

書類提出《交付申請》
(奈良市役所子ども給付課)

実績報告時に同時
に行うことも可能

裁判所

調停申立て / 強制執行申立て
(家庭裁判所 / 地方裁判所)

申立書を3部(本人控含む)用意し、
受付印をもらいましょう！！

書類提出《実績報告》
(奈良市役所子ども給付課)

入金

◆ 必要な書類

□ 戸籍謄本（離婚後・未婚の戸籍）

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 申請者と該当の子が記載されているもの
(親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要)

□ 世帯全員の住民票の写し

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 本籍、続柄の記載があるもの
(マイナンバー不要)
- ※ 公簿などで確認できる場合、省略可

□ 対象費用の領収書（レシート等）

□ 申立て手続きしたことがわかるもの

- ※ 申立書（本人控）など

□ 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの

- ※ 現在の氏のもの

□ その他 記入必要書類

- ・ 奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・ 個人情報の取り扱いについての同意書
- ・ 重要事項説明についての同意書
- ・ 誓約書
- ・ 補助事業等実績報告書（第4号様式）
- ・ 奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書（第2号様式）

